令 和 5 年 6 月
長崎県警察本部

特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則の制定に伴う結果の公示について

1　規則の題名
特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則

2　意見公募手続を実施しなかった理由
今回の規則の制定については、道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正に伴い、警察庁において既に意見公募手続が実施されていることから、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第５号の規定に準じて、意見公募手続を実施しませんでした。

3　施行日
令和５年７月１日